

令和6年分
(香川県)

評価倍率表（ゴルフ場用地等用）

1 市街化区域及びそれに近接する地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達83（ゴルフ場の用に供されている土地の評価）の(1)の定めにより、「そのゴルフ場用地が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの価額」を算出する場合に使用するものです（同83-2（遊園地等の用に供されている土地の評価）のただし書で準用する場合の遊園地等用地を評価する場合も含みます。）。

次表に掲げるゴルフ場用地等の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

$$\left(\text{そのゴルフ場用地等の} \right. \\ \left. 1 \text{平方メートル当たり} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{次表に} \\ \text{掲げる} \\ \text{倍率} \end{array} \right) \times \text{地積} \times \frac{60}{100} - \left(\begin{array}{c} \text{ゴルフ場用地等を} \\ \text{宅地に造成する場} \\ \text{合の造成費相当額} \end{array} \right) \times \text{地積}$$

- (注) 1 ゴルフ場用地等を宅地に造成する場合の造成費相当額は、市街地農地等の評価に係る宅地造成費を適用します。
- 2 次の①及び②以外のゴルフ場用地（いわゆるミニゴルフ場用地）を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。
- ① 地積が10万平方メートル以上でホール数が18以上あり、かつ、ホールの平均距離が100メートル以上のもの
- ② ホール数が9～17でホールの平均距離が150メートル以上のもの
また、地積が10万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。
- 3 都市計画法上の用途地域の定められている地域にあるゴルフ場用地のうち、路線価地域内の大工場地区にあるもので、地積が5万平方メートル以上のものは、大規模工場用地として評価します。

音 順 た	ゴルフ場用地等の名称	固定資産税評価額 に乘ずる倍率
	高松パブリックゴルフコース	20.0

(注) 路線価地域にあるゴルフ場用地等については、路線価により評価します。

令和6年分 (香川県)

2 上記1以外の地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達83の(2)の定めによりゴルフ場用地を評価する場合に使用するものです(同83-2のただし書で準用する場合の遊園地等用地を含みます。)。

次表に掲げる地域にあるゴルフ場用地等の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

そのゴルフ場用地等の固定資産税評価額 × 次表に掲げる倍率

(注) 次の①及び②以外のゴルフ場用地(いわゆるミニゴルフ場用地)を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

① 地積が10万平方メートル以上でホール数が18以上あり、かつ、ホールの平均距離が100メートル以上のもの

② ホール数が9~17でホールの平均距離が150メートル以上のもの

また、地積が10万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

音順	適用地域等			固定資産税評価額に乘ずる倍率
あ	綾川町	ゴルフ場用地	高松ゴールドカントリー倶楽部	2.1
			ロイヤル高松カントリークラブ	0.9
さ	坂出市	ゴルフ場用地	坂出カントリークラブ	1.9
			高松カントリー倶楽部	2.1
さ	さぬき市	ゴルフ場用地	アルファ津田カントリークラブ	4.1
			讃岐カントリークラブ	2.6
			志度カントリークラブ	3.0
し	小豆島町	ゴルフ場用地	小豆島シーサイドゴルフクラブ	2.1
た	高松市	ゴルフ場用地	鮎滝カントリークラブ	1.2
			屋島カントリークラブ	2.1
ま	丸亀市	遊園地用地	NEWレオマワード	1.4
	まんのう町	ゴルフ場用地	サンライズヒルズカントリークラブ	2.4
			タカガワ新琴南ゴルフ倶楽部	3.0
			満濃ヒルズカントリークラブ	2.0

令和6年分
(香川県)

音順	適用地域等			固定資産税評価額に乘ずる倍率
み	三木町	ゴルフ場用地	高松グランドカントリークラブ	1.0 倍
	三豊市	ゴルフ場用地	エリエールゴルフクラブ 琴平カントリー倶楽部	1.6 1.8